

海洋基本法と海洋基本計画について

～ 海洋の総合的管理に向けて～

内閣官房
総合海洋政策本部事務局
企画官
小平 卓

内容

海洋基本法成立に係る背景

海洋基本法の推進体制

海洋基本計画の概要

1 . 海洋基本法成立に係る背景

日本国の海洋をめぐる状況

国土面積

約38万km²(世界第61位)

領海・排他的経済水域の面積

約447万km²(世界第6位)

国土面積の約12倍

離島の数

6,847島

海岸線延長

約3.5万km(世界第6位)

輸出入取扱貨物量の海上輸送依存度
99%以上

漁業・養殖業生産量

約574万トン(2006年度、世界第5位)

海溝型地震による被害想定

死者 : 最大2万5千人

経済的被害 : 最大81兆円

(7月1日現在、765ビリオン米ドル)

(東海・東南海・南海地震の
最大被害想定)

台風による被害

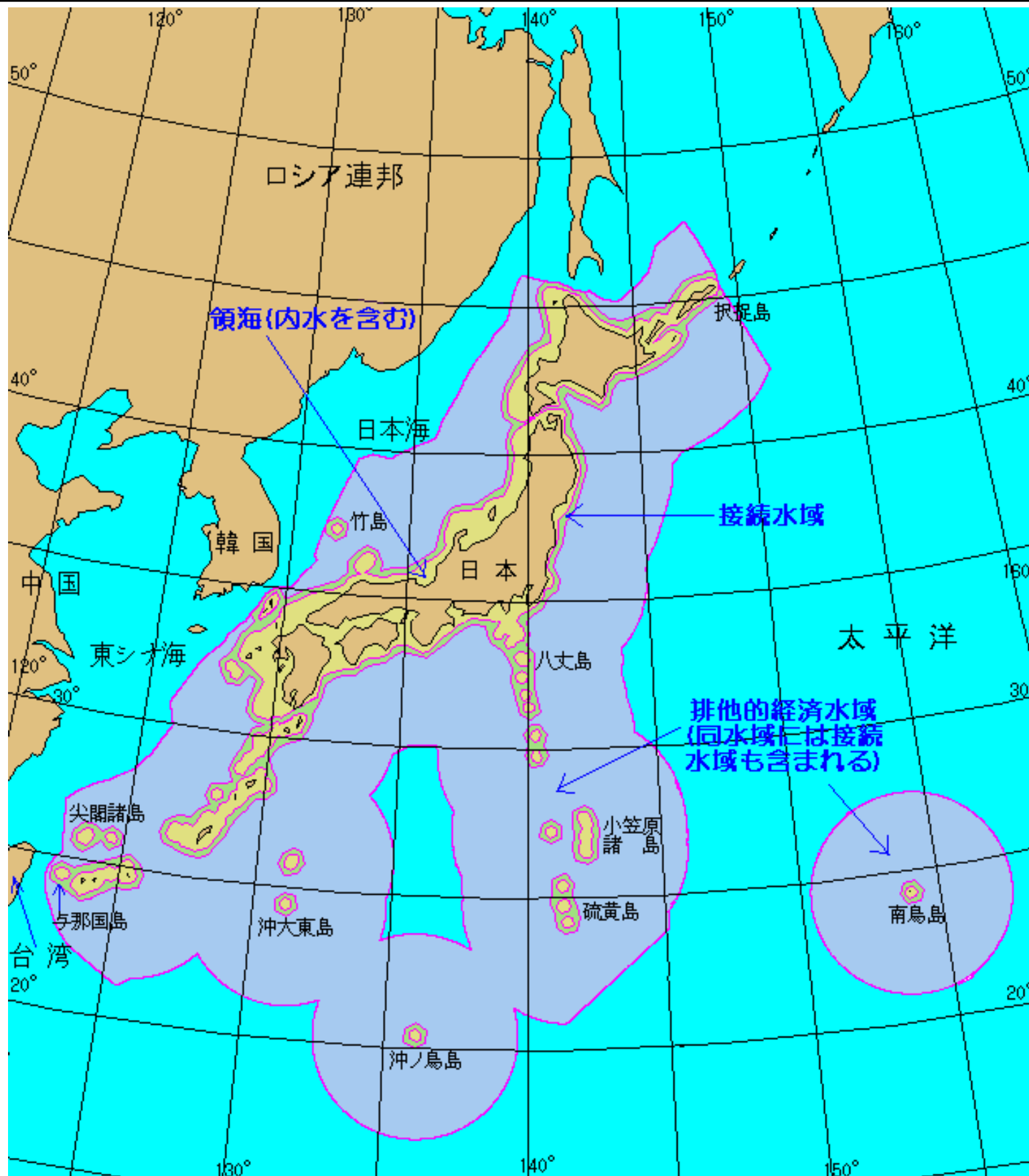
発生数 : 約27個/年

死者・行方不明者: 179人(2004年度)

海難事故件数(日本船籍)

4,895件(2006年度)

日本の領海等 概念図



1. 海洋基本法成立に係る背景

我が国周辺海域における海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生等、海洋に関する様々な問題

全人類にとって、食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大



海岸をどう利用するかだけでなく、海岸をどう管理するかという視点の重要性の増大

**政府一体となった体制の構築および
海洋に関する施策の総合的かつ一体的な推進が必要**

海洋基本法成立：2007年4月27日
同 施行：7月20日



2. 海洋基本法の推進体制

国

総合海洋政策本部
本部長：内閣総理大臣
部員：全閣僚

参与会議
有識者



事務局

海洋政策担当大臣の任命

海洋基本計画の策定

(海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。おおむね5年ごとに見直し。)



地方公共団体 各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者 基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民 海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

3. 海洋基本計画の概要

2008年3月18日閣議決定。
計画期間: 5カ年間(5年後(平成24年度)を見通して策定)

目指すべき
政策目標

目標1

海洋における全人類的課題への
先導的挑戦

目標2

豊かな海洋資源や海洋空間の
持続可能な利用に向けた礎づくり

目標3

安全・安心な国民生活の実現に
向けた海洋分野での貢献



3. Outline of the Basic Plan on Ocean Policy - Measures in 12 areas

海洋資源の開発及び利用の推進

水産資源の管理措置の充実、取締り強化等。エネルギー・鉱物資源の商業化に向け資源調査等を推進。



海洋環境の保全等

海洋保護区のあり方の明確化と設定、水環境の改善、漂流・漂着ゴミ対策、地球環境保全への貢献。



排他的経済水域等の開発等の推進

大陸棚限界設定の努力。
エネルギー・鉱物資源開発計画。



3. Outline of the Basic Plan on Ocean Policy - Measures in 12 areas (cont.)

海上輸送の確保

外航海運業の国際競争条件整備、船員等の育成・確保のための環境整備、海上輸送拠点の整備。



海洋の安全の確保

安全の確保のための制度の整備、体制強化、海上交通の安全確保、自然災害への対応強化等を推進。



海洋調査の推進

海洋管理に必要な海洋調査の実施、海洋情報の一元的管理・提供・蓄積体制の整備。



3. Outline of the Basic Plan on Ocean Policy - Measures in 12 areas (cont.)

海洋科学技術に関する研究開発の推進等

研究開発の推進、船舶等の施設設備や人材等の基盤整備及び関係機関の連携強化。



海洋産業の振興及び国際競争力の強化

経営体質の強化、技術力の維持等による競争力の強化、海洋バイオマス等新技術の開発・導入。



沿岸域の総合的管理

総合的な土砂管理等の陸域と一体の施策、適正な利用関係の構築、管理のあり方の明確化等の推進。



3. Outline of the Basic Plan on Ocean Policy - Measures in 12 areas (cont.)

離島の保全等

離島の保全・管理に関する基本的方針の策定、創意工夫を生かした産業振興等による離島の振興。



国際的な連携の確保及び国際協力の推進

周辺海域の秩序、国際約束の策定等に対応。国際的取組への参画、諸分野での国際協力を推進。



海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

学校教育及び社会教育の充実、人材の育成、海の日における表彰等の行事の推進。



4. 「海洋の総合的管理」と「沿岸域の総合的管理」

海洋基本法第6条（海洋の総合的管理）

「海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の暗然等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的活一体的に行われるものでなければならない。」

海洋基本計画第1部5（海洋の総合的管理）より

「一方、我が国が管轄権を有する海域においては、海洋を管理する立場として、海域を持続可能な利用が図られるよう適切な状態に保つこと、海域の開発・利用の可能性を明らかにするとともにその促進を図ること、輻輳するか言い切りように置ける利用秩序を維持すること、に努めるべきである。」

海洋基本法第25条（沿岸域の総合的管理）

「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする」

沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。
(農林水産省、国土交通省、環境省 等)

沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食の進行
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の汚濁の進行
3. 河川を通じて流入するゴミが漂流・漂着ゴミ問題の一因
4. 自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的な管理に向けて

- 陸域と海域を総合的・一体的に管理
総合的な土砂管理の取組の推進
栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進
陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の取組
自然に優しく利用しやすい海岸づくり 等
- 海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築
- 地方公共団体を主体とする関係機関の情報共有・連携体制づくり

地域の実情を踏まえた沿岸域管理のあり方の明確化、施策の推進

「沿岸域の総合的管理」について理解・整理すべきこと

「総合的」とはどのようなことをいうのか？

「管理」とはどのような行為をいうのか？

「沿岸域の総合的管理」が目指すものは何か？ 例えば、沿岸域のあるべき姿は、どのようなものか？

顕在化している問題・課題への取り組みや良好な状態の保持以外に、何をしなくてはならないのか？

沿岸域における様々な問題・課題の解決等に当たって、どうやって物事を決めていくのか？

沿岸域は、「陸」と「海」の接点。「陸の視点」と「海の視点」の調和が必要ではないか？

(数は少ないにせよ) 様々な課題を解決した個々の取組から学ぶ必要はないか？ また、「まちづくり」や「地域づくり」のノウハウは活用できないか？